

## 加入資格

事業主及び従業員(但し、法人事業所と従業員 5 人以上の個人事業所は健康保険適用除外承認済みの方)本人とその家族、組合加入の一人親方本人とその家族

\* 加入時、及び 3 年に 1 回、適正業種の確認を書面にて行います。ご協力をお願いします。

[事業所の確認書類]

・所得税確定申告書 ・建設業許可証 ・履歴事項全部証明書 等

[従業員の確認書類]

・厚生年金標準報酬決定通知(写し) ・源泉徴収票 ・給与明細 等

・個人事業所から法人事業所へ事業所の形態を変更した  
・組合員が新たに法人事業所を立ち上げた  
・個人事業所で従業員が 5 人以上になり社会保険強制適用事業所になった  
などの場合でも、健康保険適用除外承認を受けることにより、そのまま国保組合に加入することができます。

## ●75 歳以上の組合員の資格継続について

組合員本人が 75 歳になり、後期高齢者医療制度の対象となった場合、これまでは組合員本人、家族ともに当国保組合の資格を喪失していましたが、予め当国保組合に届け出ることにより、後期高齢者組合員として組合員資格を継続できるようになりました。家族も引き続き加入できます。

医療機関等を受診する際には、後期高齢者医療保険の対象となりますが、当国保組合で健康診断、予防接種補助などの保健事業を受けることができます。

\* 後期高齢者組合員の方には、組合員証を発行します。

\* 家族が 75 歳になった場合は、継続加入できません。

\* 組合員証は被保険者証ではありません。ご注意ください。

## 月額保険料

医療分(後期高齢者医療支援金を含む)

事業主 : 25,300 円

従業員(第一種): 19,100 円

(第二種): 13,500 円(4 月 1 日時点の年齢で 25 歳未満の従業員)

家族(1 人につき): 6,100 円(6 人目以降は無料)

介護分(40 歳以上 64 歳の方): 4,300 円

子ども・子育て支援納付金賦課額: 500 円(18 歳以上の全被保険者が対象)

\* 未就学児の保険料について

11 月 30 日時点で未就学児のいる世帯に対して、年に 1 回保険料の還付を行います。

(未就学児一人につき 12,000 円)

\* 出産する(した)被保険者の保険料

出産する(した)被保険者の産前産後期間相当分の保険料の還付を行います。

基礎賦課額分、後期高齢者医療支援金賦課額分、介護納付金賦課額分の全額を出産の前月から出産の翌々月分(4 ヶ月間分)

※多胎出産の場合は出産の 3 ヶ月前から(6 ヶ月間)

加入資格のある方で、他の健康保険に加入している方は、  
現在の保険料と比較してみてください！